平成２３年（フ）第４９２号
大阪府岸和田市岸城町26番18号
債務者　木原　光治
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５００号
大阪府阪南市石田600番地の６―33棟108号、前住所大阪府阪南市鳥取中411番地の１―110号
債務者　小田　**隆**司
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
大阪府泉佐野市日根野4635番地306、前住所大阪府泉佐野市日根野4058番地の12
債務者　西野知寿子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
大阪府阪南市貝掛178番地の２―Ｂ棟210号、前住所大阪府泉佐野市湊３丁目10番21号
債務者　湊　　直美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
大阪府岸和田市極楽寺町941番地の１サンライズマンション東岸和田313号
債務者　高山　　保
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
大阪府岸和田市荒木町２丁目16番16―105号、前住所大阪府岸和田市下野町２丁目11番３―805号
債務者　島居　邦彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
大阪府和泉市池上町１丁目７番26―309号、前住所大阪府和泉市府中町１丁目23番７号
債務者　磯野　和秀
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
大阪府貝塚市北町39番30―103号、住民票上の住所大阪府貝塚市北町６番29―708号
債務者　松橋　純史
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
大阪府貝塚市津田北町17番３―207号、前住所大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１―112号
債務者　北野　一哉
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
大阪府和泉市和気町１丁目２番24号ハイツ辻201
債務者　村上　一徳
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
長崎県長崎市本尾町11番28号　県営Ａ106
債務者　金松　陽一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
長崎県長崎市網場町493番地２　松本アパート101号、旧住所長崎県長崎市小菅町30番２―1512号
債務者　富倉　進也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
長崎県長崎市京泊２丁目１番２―305号
債務者　由本　顕子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
長崎県長崎市西海町1228番地９　ログハウス藤Ｂ
債務者　坂本　　督
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
長崎県長崎市長浦町882番地５
債務者　濵添美代子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
神奈川県座間市南栗原４丁目23番16号
債務者　永塚　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７３号
山口県宇部市大字妻崎開作56番地４、旧住所山口県山陽小野田市日の出１丁目４番９―202号
債務者　中村　賢太
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山口地方裁判所宇部支部